

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のテレビカード1,200分 及び 1,164分について
(山陰労災病院用)

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。
株式会社オアシスMSCが発行したテレビカード1,200分及び1,164分(山陰労災病院用)につきましては、平成30年5月31日(木)をもちましてご利用を終了させていただきました。

ご利用終了日:平成30年5月31日(木)

ご利用終了日後のテレビカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のテレビカード残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

**払戻し申出期間:平成30年6月1日(金)8時00分から
平成30年9月30日(日)14時00分まで
平日:8時00分~18時00分 土・日・休祝日:8時00分~14時00分**

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますので
ご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

山陰労災病院売店に設置のカード精算機で払い戻しを行ってください。

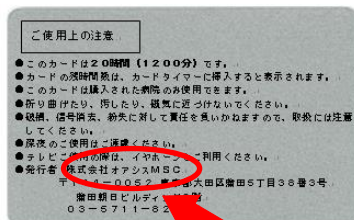
払戻しの対象となるテレビカード

下記のとおり、裏面の発行者が「株式会社オアシスMSC」と記載されているテレビカード

カード表面(1,200分)



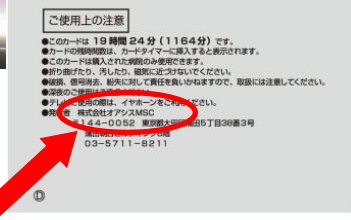
カード裏面(1,200分)



カード表面(1,164分)



カード裏面(1,164分)



この部分に「株式会社オアシスMSC」と記してあるテレビカード

お問い合わせ先

株式会社オアシスMSC

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階

TEL:03-5711-8215

※照会時間は、午前10時~午後6時まで(土・日・休祝日を除く)